区　域　図

名　　称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
別名地区	条例別表第3の3の項 （地域活力再生等区域）	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物 （地縁者の住宅区域）

N

S=1:2, 500

船坂小学校

別名

凡　　例	
	都市計画区域界
	行政界
	市街化区域
	地域活力再生等区域 （旧地縁者の住宅区域）